

### 法テラス栃木による無料巡回法律相談を実施します

令和8年4月から、法テラス栃木では、「地元で相談したい」「宇都宮市まで行くことが難しい」といった方のために、毎月第2㊤(その日が㊤のときは、第3㊤)に弁護士による無料巡回法律相談を実施します。

相談は事前予約制で、1回30分、1つの問題につき3回まで利用することができます。無料相談のご利用には、月収や保有資産が一定額以下であること、民事法律扶助の趣旨に適することなどの条件があります。※詳細は、法テラス栃木へお問い合わせください。

#### 【4月実施分】

- 日時 4月13日㊤ 13:30～16:30
- 場所 トコトコ大田原3階市民交流センター
- 問申法テラス栃木(平日9:00～17:00)  
☎050-3383-5395
- 問総務課 本6階  
☎0287-23-1111

### 木造住宅・ブロック塀など各種補助制度

震災に強い安全・安心なまちづくりを推進するため、旧耐震基準で建てられた木造住宅の耐震改修や建替え、ブロック塀の除却・改修などに要する工事費の一部に補助金を交付します。

※予算の範囲内での交付となります。

#### 【耐震診断士派遣制度】

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を対象に、耐震診断士を無料で派遣し、診断を実施します。

●対象となる住宅 次の①～③を全て満たす住宅

- ①昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で着工された住宅
- ②木造2階建て以下の住宅
- ③在来軸組工法、伝統的工法または枠組壁工法による住宅(賃貸は除く)

#### ●対象者

- ▶対象住宅を所有する個人であって、当該住宅に居住する方
- ▶国、県および市税を滞納していない方

#### 【耐震改修・建替え補助金】

●対象となる住宅 耐震診断の結果、改修または建替えが必要な住宅

※建替えの場合、その住宅を除却して同一敷地内に省エネ基準に適合

する住宅を建築することが条件  
●改修の補助額 補強計画の策定を含めて耐震改修を行うもので、耐震改修費用の5分の4または115万円のいずれか低い額

●建替えの補助額 耐震改修費用相当分の5分の4または100万円のいずれか低い額

●上乗せ補助額 建替えを行う場合で、県産出材を10㎡以上使用する場合は10万円を加算

#### 【ブロック塀などの除却・建替え・改修補助金】

●対象となるブロック塀 次の要件を全て満たす塀

- ▶通学路に指定されている道、国道、県道または用途地域内の市道に面している塀
- ▶建築基準法施行令に掲げる基準を満たしていない塀

#### ●補助額

▶除却工事費の3分の2で最大16万円

▶建替えまたは改修工事費の3分の2で最大20万円

※ブロック塀などの工事業者は市内に事務所か事業所がある法人または市内の個人事業者に限定しています。

※申請前に契約締結や建築工事を行った場合は補助の対象となりませんので、十分ご注意ください。

※詳細や必要書類などは、市HPをご覧ください。

問申建築住宅課 本5階  
☎0287-23-1178



### かん処理設備の工事を行います

各家庭から排出されたごみは、ごみステーションで回収された後、「広域クリーンセンター大田原」に運ばれ、再資源化や焼却処理されています。

平成15年の施設稼働から20年以上が経過し、設備の老朽化が進んでいるため、下記期間でリサイクル棟の「かん処理設備」の工事を行います。

●工事期間 5月1日(金)～6月30日(火)

#### ■皆さまへのお願い

工事期間中は、リサイクル棟でかん類の処理ができなくなります。

特別な事情がある場合を除き、かん類の排出を極力控え、施設が再稼

働するまで、自宅などにおいて保管いただきますようお願いいたします。

#### ■今後の工事予定

7月1日(㊤)～31日(金)にペットボトル処理設備の工事を予定しています。



※詳細は、市HPをご覧ください。

問広域クリーンセンター大田原

☎0287-20-2270

### 旧総合文化会館のペットボトル拠点回収場所を廃止します

旧総合文化会館は、施設が廃止されていることから、3月末でペットボトル拠点回収場所を廃止します。

4月以降は、近隣の施設(生涯学習センターなど)をご利用いただくか、指定袋に入れて、ごみステーションに出してください。

問生活環境課 本2階

☎0287-23-8706

### 道路の里親募集

●道路の里親とは 身近な市の道路(市道)を親代わりになって清掃など見守っていただける個人や団体をい、道路美化などのボランティア活動にご協力いただきます。

特に「自転車愛好家によるサイクリングロードの美化活動」、「文化財愛好家による史跡周辺道路の美化活動」、「いつもお散歩コースにしている市道の美化活動」など、皆さまの生活に身近な市道の里親を募集しています。

これからもたくさんの方の道路をきれいにできるよう、美化活動にご協力いただける方(個人、団体、企業のCSR活動など)を随時募集しておりますのでお気軽にご相談ください。

また、下記二次元コードを使うとウェブから申請、年度末に依頼している実績報告も今年からウェブで簡単に提出できます!

なお、里親にお申し込みいただいた団体には、傷害保険の加入や清掃用具の配布など活動支援も行っています。



申請書

実績報告書

問申道路課 本5階

☎0287-23-8717

## 自分ごみに責任を持ちましょう

ごみを出した日は、夕方や翌朝などに自分が出したごみが違反ごみになっていないか必ず確認しましょう。

### ■自分が出したごみが違反ごみになってしまった場合

黄色い「違反ステッカー」をよく確認し、再分別して次回のごみの日に出し直しましょう。

### ■他人が出したごみが違反ごみとして残っている場合

#### ▶排出者本人が持ち帰るのを待つ

「違反ステッカー」は、何が違反となったかを本人にお知らせする手段です。まずは本人が気づいて持ち帰るのを、数日から2週間程度待ちましょう。

#### ▶しばらく経っても残っている場合

ごみステーションの管理者や清掃当番の方などが再分別し、ごみステーションに出し直してください。出し直しに新しい袋が必要な場合は「ボランティア袋」を地域の環境衛生推進員に配付していますので、ご利用ください。

粗大ごみなど、ごみステーションから収集できないものが残っている場合は、生活環境課にご相談ください。

#### ▶危険物の疑いがあるときは

違反ごみの中には、危険なものが入っている場合もあります。危険物を見つけたときは警察や生活環境課へご連絡ください。

#### ▶ごみを分別するときは

「家庭ごみの出し方ガイド」や「おたわらクリーンナビ」、「ごみ分別収集カレンダー」をご覧ください。

### ■ごみステーションをきれいに

きれいに保たれているごみステーションは、地域の皆さまの協力の証です。

違反ごみは、いつの間にか自然に無くなるものではなく「迷惑に思いながらも、誰かが仕方なく片付けている」のが実情です。

地域の迷惑とならないために、自分が出したごみは最後まで責任を持ちましょう。

問生活環境課 本2階

☎0287-23-8706



## 那珂川河畔清掃活動の参加者募集

ボランティア団体「那珂川をきれいにする会」として、那珂川河畔の清掃活動を実施します。皆さまの参加をお待ちしています。

●日時 ①5月31日②7月26日③9月27日④各回7:00~8:00

●集合場所 大田原市黒羽庁舎 正面玄関前

●清掃区域 高岩から松葉川合流点までの東西那珂川河畔

●作業内容 河川敷のごみ回収(分別作業込みで1時間程度)

●服装・持ち物 清掃活動がしやすい服装で、水分など必要と思われる場合は各自ご持参ください。

※ごみ袋と軍手・ごみバサミは事務局が用意します。

●申込方法 5月15日⑤までに住所、氏名(団体は団体名、代表者名、参加人数)、連絡先、参加希望日を下記へ電話で申し込み

※個人、団体を問いません。

※当日参加も可能です。

問申那珂川をきれいにする会事務局 黒

☎0287-54-1111

## 令和8年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金

市では、地球温暖化防止の推進や災害時の非常用電源を確保するため、クリーンエネルギー自動車の導入に関する補助を実施します。

●対象車両 ①電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車(いずれも新車に限る)

②給電機能を有すること

③国補助金の対象車両となっていること

④使用の本拠の位置が市内であること

●補助金額 1台当たり10万円(補助金の交付は1人1台まで)

予算額(200万円)に達した時点で、補助金の受付を終了します。

●補助対象者 次の①~④の要件を全て満たす方

①市内に住所を有する方

②自家用自動車として使用する目的で、対象車両を購入する方または残価設定型クレジットもしくはリース契約で導入する方(割賦払いでの購入、残価設定型クレジットまたはリース契約での導入は条件あり)

③過去にこの補助金を受けていない

方

④同一世帯の方を含め、市税などを滞納していない方

●補助要件 次の①~②の要件を全て満たすこと

①令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に、補助対象車両の新規登録を完了し、支払いを完了すること

※令和8年4月1日より前に登録した車両は不可となります。

②令和9年3月31日までに申請書を提出すること

●申請方法 4月1日⑥~令和9年3月31日⑥に生活環境課へ直接または郵送で提出

※車両導入後に申請してください。

※代理人の方が申請手続を行う場合、委任状を添付してください。

※詳細は、市HPをご覧ください。

問申生活環境課 本2階

☎0287-23-8775



## カルガモ・カラス類・サギ類の捕獲・駆除を実施します

対象地区において、農作物などへの被害対策のため、銃猟によるカルガモ・カラス類・サギ類の捕獲・駆除を行います。実施期間中、農作業やおこさまの外遊びには十分ご注意ください。

●期間 ①5月1日⑤~9日⑥

②5月17日⑦~27日⑧

●時間 日の出から日没まで

●対象鳥獣 カルガモ・カラス類・サギ類

●捕獲・駆除方法 銃猟

●対象地区 金田、親園、野崎、佐久山地区、湯津上全地区、黒羽全地区の田畑・山林周辺

問農林整備課 本4階

☎0287-23-8813

## 那須伊王野太陽光発電所事業に係る環境影響評価方法書の公告・縦覧および説明会について

那須伊王野カントリークラブ(伊王野付近)で計画中の太陽光発電所事業に関して、環境影響評価法に基づき、環境影響評価方法書の縦覧および説明会が行われます。

●対象事業実施区域 那須伊王野カントリークラブ跡地

【縦覧】

●期間 4月1日⑨~30日⑩(土⑩⑪)を除く)9:00~16:30

●場所 生活環境課、両郷地区公民館、事業者HPで縦覧できます。

●意見書提出方法 5月15日(金)までに住所、氏名、環境の保全の見地からのご意見と理由を記入の上、縦覧場所の投函箱に投函またはクリーンエナジー合同会社へ郵送(当日消印有効)

【説明会】

●日時 4月18日(土) 14:30～16:00

●場所 両郷地区公民館

問 クリーンエナジー合同会社 (東京都渋谷区渋谷2丁目15-1 渋谷クロスタワー13階 PHOTON JAPAN 合同会社内)

TEL 03-6455-4465



大田原都市計画の変更に伴う縦覧

大田原都市計画の変更(大田原市決定)に伴い、都市計画法の規定に基づき、その関係図書を縦覧に供します。

●都市計画の種類および名称 大田原都市計画道路3・4・2号西那須野線

●都市計画を定める土地の区域 変更する部分 大田原市住吉町一丁目・二丁目の各一部

●縦覧場所 都市計画課

問 都市計画課 本5階

TEL 0287-23-8711

林野火災注意報・林野火災警報について

岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受け、那須地区消防組合火災予防条例が一部改正されました。

これまでの「火災警報」に加え、林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報」、「林野火災警報」が新たに設けられました。

●施行日 4月1日(土)

●発令された場合の主な火の使用制限事項 林野火災注意報や林野火災警報の発令時には対象区域が設定され、その区域内では次の行為などに制限がかかります(「注意報」は努力義務、「警報」は義務)

▶屋外での火の使用

▶たき火

▶喫煙 など

※詳細は、那須地区消防組合HPをご覧ください。

問 那須地区消防本部予防課

TEL 0287-28-5103



「ITなんでも相談所」を開催します

スマートフォンやタブレットの操作方法、アプリの使い方、各種設定など、日常で困っているITに関するお悩みを気軽に相談ください。

●日時・場所 各回 9:00～12:00

開設日	場所
4月8日(水)	本庁舎103会議室
4月20日(金)	黒羽川西地区公民館
5月7日(水)	佐久山地区公民館
5月22日(金)	金田北地区公民館

※上記の時間内で都合の良い時間にお越しください。

●対象者 どなたでも(申し込み不要)

●費用 無料

●その他 一般社団法人おかえり集学校(片田集学校)の講師が対応します。

問 情報政策課 本6階

TEL 0287-23-8959

文化・教養



とちぎ県民カレッジ登録講座

1 黒羽藩主大関家の家譜を読む

江戸時代後期の黒羽藩11代藩主大関増業が編さんした大関家の家譜「多治比系伝」巻八に記されている安土桃山時代の大関資増の発給・受給文書を一緒に読み進めます。

●日時 ①5月16日(土)、②7月11日(土)、③8月22日(土)、④9月19日(土)、⑤10月10日(土)、⑥11月21日(土)、⑦12月19日(土)、⑧令和9年2月20日(土)

▶午前の部 9:30～11:30

▶午後の部 13:30～15:30

●場所 黒羽芭蕉の館 研修室

●講師 当館学芸員

●定員 各20名(先着順)

●受講料 無料

●持参品 鉛筆、ノート

●申込方法 4月15日(水)～5月15日(金)に、黒羽芭蕉の館へ直接または電話・FAXで申し込み

2 近世の版本で読む『おくのほそ道』 関東・東北篇

江戸時代に出版された版本をテキストに、松尾芭蕉の傑作紀行『おくのほそ道』を一字ずつ書き写しながら味読します。本年度は「序章」から読み始め、「日光」「那須」「黒羽」の章などを経て、「しのぶの里」の章ま

で読み進める予定です。

●日時 各回(土) 13:30～15:30

日付	内容
① 5月9日	序章
② 5月30日	序章～旅立ち
③ 7月18日	草加～室の八島
④ 8月8日	室の八島～仏五左衛門
⑤ 8月29日	日光～黒髪山
⑥ 9月12日	黒髪山～那須
⑦ 10月3日	那須～黒羽
⑧ 11月14日	黒羽
⑨ 12月5日	雲巖寺
⑩ 1月9日	雲巖寺～殺生石・遊行柳
⑪ 1月23日	殺生石・遊行柳～白河の関～須賀川
⑫ 2月6日	須賀川
⑬ 3月6日	須賀川～あさか山～しのぶの里

●場所 黒羽芭蕉の館 研修室

●講師 当館学芸員

●定員 20名(先着順)

●受講料 無料

●持参品 鉛筆、ノート

●申込方法 4月15日(水)～5月8日(金)に、黒羽芭蕉の館へ直接または電話・FAXで申し込み

問 黒羽芭蕉の館

TEL 0287-54-4151

FAX 0287-54-4188

特集「大関和って知ってっけ？」

クイズの答えと解説

【答え】

①○②×③×④○⑤○⑥○⑦○

【解説】

大関和は、幕末期に黒羽藩重臣の次女として、現在の大田原市黒羽田町に生まれました。

和は女性の地位や発言が弱かった明治時代に看護師という職業を選び、日本では最も早い時期に正規の訓練を受けた看護師(トレインドナース)となり、近代看護会の先駆者として活躍しました。

明治42年(1909年)、大関看護婦会を設立し、看護技術の向上や後輩看護師の育成・感染症対策と公衆衛生の普及・看護師の仕事やその存在の重要性についての普及にも尽力しました。

問 那須与一伝承館

TEL 0287-20-0220